

# 山梨県公報

第千二百三十八号

平成十三年

十月二十九日

月 曜 日

## 目次

### 告 示

家畜伝染病の発生	五六九
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定	五六九
建築基準法に基づく道路位置指定	五六九
その他	
土地収用法第四十六条の規定による審理の実施	五七〇

## 告 示

### 山梨県告示第四百八十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。  
平成十三年十月二十九日

山梨県知事 天 野 建

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつば	患畜	一	中巨摩郡白根町 西野	平成十三年十月一日
腐蛆病	みつば	患畜	一	中巨摩郡八田村 下高砂	平成十三年十月一日
腐蛆病	みつば	患畜	一	中巨摩郡竜王町 玉川	平成十三年十月一日

### 山梨県告示第四百八十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止

する区域を次のとおり指定する。

平成十三年十月二十九日

山梨県知事 天 野 建

### 一 指定区域

市町村名	地名
竜王町	玉川、篠原、万才、西八幡及び竜王
玉穂町	井之口
昭和町	築地新居、西条新田、押越、河東中島、飯喰、河西、西条、紙漉阿原及び上河東
田富町	山之神
八田村	野牛島、上高砂、下高砂、榎原及び徳永
白根町	上八田、飯野、在家塚、西野、上今諏訪及び下今諏訪
若草町	下今井
榑形町	上今井、沢登、吉田、十五所及び桃園

### 二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

### 三 指定の概要

指定期間 平成十三年十月一日から当分の間

### 四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

### 山梨県告示第四百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十九日

山梨県知事 天 野 建

### 一 道路の位置

東八代郡御坂町二之宮字後畑二千五百四十五番一、二千五百四十五番四

- 二 道路の幅員  
最大 五・〇メートル 最小 四・八メートル
- 三 道路の延長  
四十八・六メートル

## その他

### 山梨県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり行う。

平成十三年十月二十九日

山梨県収用委員会

- 一 収用事件名 高速自動車国道中部横断自動車道清水双葉線新設工事（山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字芝原地内から同県同郡八田村大字野牛島字西林地内まで及び同県同郡八田村大字上高砂字式番下地内から同県北巨摩郡双葉町大字竜地字着物沢地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに町道及び農業用道路付替工事
- 二 審理の期日 平成十三年十一月十五日
- 三 審理の場所 甲府市中央一丁目七番五号 古名屋ホテル